### 自動車リサイクル法の施行状況全般について

経済産業省と環境省は、自動車リサイクル法(平成14年7月制定)について、制定後2年半ほどの間、自動車メーカー等、関係事業者、関係自治体などとともに施行の準備を行ってきたが、同法は本年1月1日から本格的に施行。自動車リサイクル法のこれまでの施行状況全般は以下のとおり。

## 1.自動車メーカー等による再資源化等の実施状況

## (1)自動車メーカー等の義務

自動車メーカー等は、シュレッダーダスト(ASR)、エアバッグ類、フロン類の引き取り義務が課せられており、引き取ったシュレッダーダスト及びエアバッグ類については、再資源化すべき量に関する基準(リサイクル率)に従って再資源化するとともに、フロン類については破壊する義務を負っている。

シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率及び再資源化の技術・施設の考え方については、本合同会議の下に設置された特定再資源化等物品関係検討タスクフォース/小委員会(平成14年10月22日から平成15年4月18日までの間に都合6回開催)において検討が進められ、本合同会議の第3回会合において結論を得ている。その結果に基づき、経済産業省・環境省の告示によりリサイクル率を以下のとおり設定。

シュレッダーダストのリサイクル率

2015年度以降 70%以上

2010年度以降 50%以上

2005年度以降 30%以上

エアバッグ類のリサイクル率(2004年度から適用)

85%以上

これを踏まえ自動車メーカー等は、シュレッダーダストのリサイクルについては、規模の利益によるコスト削減、破砕業者の業務円滑化を背景に、ART: Automobile shredder residue Recycling Team ( 1)とTHチーム(2)の2チームに分かれ競争しつつリサイクルを実施(両チームの実施状況については、別紙1参照)。

- ( 1) ART: いすゞ自動車(株)、スズキ(株)、ダイムラー・クライスラー日本(株)、 日産自動車(株)、日産ディーゼル工業(株)、ピー・エー・ジーインポート(株)、 フォード・ジャパン・リミテッド、富士重工業(株)、マツダ(株)、三菱自動車工業 (株)、三菱ふそうトラック・バス(株)、(財)自動車リサイクル促進センター再資源 化支援部
- ( 2) THチーム:ダイハツ工業(株)、トヨタ自動車(株)、日野自動車(株)、本田技研工業(株)、アウディジャパン(株)、ビー・エム・ダブリュー(株)、プジョー・ジャポン(株)、フォルクスワーゲングループジャパン(株)

シュレッダーダスト(ASR)に関してのリサイクル性の評価は、本合同審議会での議論を経て、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの双方の要素を評価する基準(=「ASR投入施設活用率」)に基づき、ある施設が自動車リサイクル法上のシュレッダーダストのリサイクル率を計算するにあたって組入れ可能なものか否かを判断することとなっている。両チームではこの基準に基づき、リサイクル施設を選定し、個別施設のASR投入施設活用率並びにその根拠となるエネルギー回収とマテリアル回収の内訳等についても、各施設とも協力し、自主的に公表済(両チームの公表内容は別紙2を参照)。

また、フロン類及びエアバッグ類については、関連事業者の利便を考慮し有限責任中間法人自動車再資源化協力機構(以下「自再協」)を設立し、自再協が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクル及び破壊を実施(自再協におけるフロン類、エアバッグ類の引取り、リサイクル及び破壊の体制及び実績は別紙3、別紙4を参照)。

#### (2)28条認定及び31条認定の状況

自動車メーカー等は、シュレッダーダスト及びエアバッグ類の再資源化を自ら実施又は他者に委託する際には、法第28条に基づき主務大臣の認定を受けなければならないこととされている。

また、自動車メーカー等が解体業者や電炉・転炉等の事業者と協力をして、シュレッダーダストを生じさせずに処理を行う(精緻な解体を行った上で解体自動車全体を電炉等の原材料として利用する)際には、法第31条に基づいた主務大臣の認定(全部再資源化の認定)を受けることができることとされている。

### 【28条認定及び31条認定の状況(平成17年7月1日現在)】

#### 28条認定関係

	事業所数	事業者数
7 — — 10° +0×=1	尹未川奴	尹未日奴
【エアバッグ類】		
. 再資源化施設	5	3
. 運搬事業者	-	15
. 指定引取場所	25	7
. 車上作動実施者	2112	1,996
【シュレッダーダスト】		
(ART)		
再資源化施設	36	32
うちリサイクル施設	22	22
. 減量 · 減容固化施設	9	9
(THチーム)		
再資源化施設	54	47
うちリサイクル施設	27	27
. 減量 · 減容固化施設	11	11

31条認定関係

	合計
_コンソーシアム数	
(ART)	161
解体業者	128
破砕業者	85
全部利用者(電炉等)	22
その他(商社等)	25
(THチーム)	192
│ 解体業者	143
破砕業者	117
全部利用者(電炉等)	23
その他(商社等)	16

再資源化施設 ・・エアバッグ類又はシュレッダーダストの処理を行う施設のこと。 リサイクル施設 ・・埋立・焼却を除くシュレッダーダストの処理施設で、施設活用率が 0.4以上のもの。

3 1 条認定については、一つの参加事業者が複数のコンソーシアムに参加することがあるため、業者数には重複業者が含まれる。

### (3)自動車メーカー等の再資源化等の状況の公表

自動車メーカー等は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、再資源化等の状況を公表することが義務づけられており、これまでに各自動車メーカー等から公表された内容を整理すると次ページのとおりとなる。

なお、平成16年度分は、法施行後3ヶ月の実績かつ、引取業者が使用済自動車を引き取ってから、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類が自動車メーカー等に引き渡されるまでに時間を要することなどから、 実績としては僅かとなっていることに留意が必要。

また、シュレッダーダストについては、通年の実績が得られる平成17年度実績からリサイクル率の基準が適用されるものであり、リサイクル施設の選定根拠となったASR投入施設活用率には実績値ではなく計画値に基づき算定されたものも含まれることから、法施行直後のわずかな量の再資源化実績に基づいて算定された平成16年度のリサイクル率は、基準と単純に比較すべきものではない点に留意が必要。

エアバッグ類についても、取外回収されたエアバッグ類の再資源化施設への搬入実績が数個若しくはゼロ個であったため、四捨五入の結果リサイクル率が100%となったり、リサイクル率が算出できていない自動車メーカー等があることなどに留意が必要。

# 【3品目の引取・再資源化状況(平成16年度実績)】

		重量(kg)	個数	台数
	引取ASR重量	37,116,120	ı	208,062
	リサイクル施設に投入された重量	22,604,257	ı	-
シュレッ	リサイクル施設から排出された残渣重量	2,891,733	ı	ı
ダーダス	再資源化重量	19,712,524	ı	ı
ト(ASR)	認定全部利用投入のASR相当重量	3,288,955	ı	18,590
	全部利用者から排出された残渣重量	25,636	ı	ı
	再資源化重量	3,263,319	-	1
	取外回収個数	-	10,306	5,902
エアバッ	再資源化施設引取重量	522	ı	ı
グ類	再資源化重量	493	ı	ı
	車上作動処理個数	-	68,621	30,793
フロン類	CFC引取重量	27,991	-	83,625
ノロノ共	HFC引取重量	31,143		82,359

# 【各自動車メーカー等のリサイクル率及び収支の状況(平成16年度実績)】

	リサイクル率		収支の状況(百万円)		1)
	シュレッダー ダスト エアバッグ類		払渡しを 受けた預託金	再資源化等 に要した費用	収支
いすゞ自動車(株)	67.0	91.9	12	23	-12
スズキ(株)	60.5	92.6	78	88	-11
ダイハツ工業(株)	50	94	74	80	-5
トヨタ自動車(株)	51	95	598	699	-102
日産自動車(株)	65	95	394	410	-16
日産ディーゼル工業(株)	70.7	91.6	2	8	-6
日野自動車(株)	51	-	4	27	-23
富士重工業(株)	68	94	73	109	-35
本田技研工業(株)	53.2	94.5	165	169	-4
マツダ (株)	56	95	108	124	-16
三菱自動車工業(株)	59.6	94.5	150	172	-22
三菱ふそうトラック・ バス (株)	61.7	-	6	17	-12
アウディジャパン(株)	54.4	100	4	5	-2
ダイムラー・クライスラー 日本(株)	58	93	4	23	-19
ビー・エム・ダブリュー (株)	53	95	6	24	-18
ピー・エー・ジー・ インポート(株)	63.2	94.3	4	14	-10
フォード・ジャパン・ リミテッド	61.4	92.6	20	27	-6
フォルクスワーゲン グループジャパン(株)	50.8	95.7	13	20	-7
プジョー・ジャポン(株)	57	-	1	9	-7

指定再資源化機関に委託して再資源化等を行う事業者を除く。また、各社公表ベースであるため、四 捨五入の桁が異なる。 なお、自動車メーカー、輸入事業者は、再資源化等に直接要した費用の他、本合同会議での議論を踏まえ、資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システム(自動車リサイクルシステム)のプログラム初期構築費用(約145億円)及び一定のシステムランニングコストを負担。さらに、(財)自動車リサイクル促進センターの体制整備を図るため、運営組織立ち上げへの人材派遣や人件費・物件費等についても負担するなど、新たな自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たしてきた。

# 2. 関連事業者の登録・許可等の状況

#### (1)関連事業者の登録・許可状況

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車を引き取る業者は「引取業者」として、また、フロン類を回収する業者は「フロン類回収業者」として、都道府県知事・保健所設置市長の登録を受けることが必要となっている。フロン回収破壊法に基づき都道府県知事・政令指定都市長の登録を受けた「第二種特定製品引取業者」及び「第二種フロン類回収業者」は、本年1月1日に「引取業者」及び「フロン類回収業者」に自動的に移行。1月1日以降に自動車リサイクル法に基づき登録を受けた事業者を含めた本年3月末時点での登録件数は以下のとおり。

解体を行う「解体業者」、プレス、せん断、シュレッダー処理を行う「破砕業者」については、自動車リサイクル法に基づき、都道府県知事・保健所設置市長の許可を受けることが必要となっている。「解体業者」及び「破砕業者」については、廃棄物処理法の許可を取得していた者が届出により移行した場合も含め、許可件数は以下のとおり(都道府県・保健所設置市の内訳は別紙5参照)。

### 【関連事業者の登録・許可状況】

関連事業者	平成17年3月末
引取業者	85,144
フロン類回収業者	22,661
解体業者	5,490
破砕業者	1,166
(プレス、せん断のみ)	(1,043)
(シュレッダー)	(123)
計	114,461

使用済自動車・解体自動車が、登録・許可を受けた事業者以外に引き渡されることを防止するため、登録・許可業者の一覧を管轄自治体のホームページにて公開するよう国より要請しており、ほとんどの自治体において対応(公開済又は準備中)しているところ(都道府県・保健所設置市の内訳は別紙5参照)。

【登録・許可業者のHP公開状況】(平成17年6月末現在)

関連事業者	状 況	自治体数
登録業者	公開済	68
	準備中	18
	検討中	14
	未 定	4
許可業者	公開済	80
	準備中	11
	検討中	10
	未 定	3

### (2)自動車リサイクルシステムへの事業者登録の状況

自動車リサイクル法における関連事業者は、電子マニフェスト制度による 移動報告等を行うため、都道府県知事等への登録・許可とは別に、業種毎 に「自動車リサイクルシステム」への事業者登録が必要となっている。そ の登録状況については以下のとおり。

### 【事業者登録の状況(平成17年6月末現在)】

業者種別	申込受付数	登録完了数	進捗率
整備事業者	46,912	46,908	99.9%
引取業者	42,704	42,346	99.2%
7ロン類回収業者	23,848	23,813	99.9%
解体業者	5,698	5,688	99.8%
破砕業者	1,326	1,325	99.9%
計	120,488	120,080	99.7%

整備事業者は登録・許可業者ではないが、リサイクル料金の収受実務を行う ため、事業者登録を行っている。

### (3)関連事業者に対する指導・監督について

無登録・無許可での営業については厳正に対処する必要があることから、 警察庁とも連携し、都道府県・保健所設置市に対し、悪質な無許可業者に ついては、各都道府県警の協力を得て積極的な刑事告発を行うよう要請。 これまでに、本年1月に沖縄県において1事業者が自動車リサイクル法違 反(第60条:破砕業の無許可営業)で逮捕されたところ。この他にも無許可営業が疑われる事案が数例あり、自治体又は都道府県警において告発も含めた対応など、厳正な対処が検討されている。

また、関連事業者は、登録・許可の取得後も常に登録・許可基準を満たす必要があるとともに、各種行為を実施する義務が課されている。関連事業者の法令違反について厳正に対処するとともに全国で運用に差異が生じないようにとの観点から、警察庁とも連携の上、都道府県知事・保健所設置市長に対し、違法又はそのおそれのある関連事業者に対処するための「行政処分の指針」を示し、周知徹底を図っているところ。これも踏まえ、都道府県、保健所設置市においては、立入検査計画を策定し、特に許可業者に対しては年1回以上抜き打ちで立入検査を行うなど、厳正な法の執行を実施している。また、登録業者については、業者数が非常に多いことも踏まえ、定期的に立入検査を行うよう自治体に要請している(都道府県・保健所設置市の内訳は別紙6参照)。

【立入検査への対応】(平成17年6月末現在)

関連事業者	状況	自治体数
登録業者	立入検査計画策定済	22
	計画策定中	16
	苦情があれば対応	38
	作成予定なし	22
	未回答	6
許可業者	立入検査計画策定済	67
	計画策定中	27
	苦情があれば対応	7
	作成予定なし、未回答	3

# 3.移動報告の実施状況

自動車リサイクル法においては、登録・許可を得ている各関連事業者が使用 済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間内にその旨を情報管理センターである(財)自動車リサイクル促進センターに原則パソコンにより、 インターネット経由で電子情報にて報告をし、情報管理センターが、情報を 一元管理する制度となっている。情報管理センターでは、これまでの審議会 での議論を踏まえ、各関連事業者等が使用する共通の情報管理システムを運 営している。

使用済自動車、解体自動車、特定再資源化等物品について、一定期間が経過しても関連事業者による引取り・引渡し報告を実施しない場合には、情報管理センターは、都道府県知事・保健所設置市長に対しその旨を報告することとなっている(遅延報告)。

都道府県・保健所設置市においては、遅延報告を有効に活用しつつ、事業者への指導・監督を徹底していくこととなる。現在、多くの自治体において、遅延報告を受け取った場合は速やかに事業者に電話等で連絡し、電子マニフェスト実施の適正化を図っている。このような対応を行っている自治体では、遅延報告そのものの発生率も低く抑えられている傾向にある。

また、事業者側が遅延報告に至った要因としては、失念や単純ミスなど 実務への未習熟がほとんどである。しかし、正当な理由なく繰り返し遅延 報告を発生させる事業者に対しては、法に基づく勧告、命令も含めた厳正 な対処を行うこととしている(都道府県・保健所設置市の内訳は別紙7参 照)。

### 【遅延報告への対応】(平成17年6月末現在)

対 応	頻 度	自治体数
電話確認	その都度確認	9
	1週間程度以内に確認	13
	1週間過ぎて確認	3
	頻度不明	3
電話確認 + 現地確認	その都度確認	28
	1週間程度以内に確認	13
	1週間過ぎて確認	10
	頻度不明	24
現地確認	長期間解消しなければ確認	1

平成 16 年度(平成 17 年 1~3月)及び施行からこれまで(平成 17 年 1~6月)の累計の引取・引渡報告の件数は以下のとおり(別紙 8 参照)。

### 【使用済自動車・解体自動車の引取・引渡の状況】

単位:件

工程種別	報告種別	平成16年度	1-6月累計
引取工程	引取	471,057	1,206,242
714X	引渡	449,310	1,195,476
フロン類	引取	383,343	1,012,179
回収工程	引渡	360,202	997,286
	引取	425,640	1,214,217
解体工程 解体工程	(うち解体業者からの引取)	14,056	42,700
用牛144工14至	引渡	374,979	1,154,753
	(うち解体業者への引渡)	14,663	43,184
	引取	542,725	1,756,242
┃	(うち破砕業者からの引取)	187,952	656,412
WX H干 作主	引渡	454,906	1,681,689
	(うち破砕業者への引渡)	192,476	661,416

(注)フロン類が含まれていない使用済自動車については、引取工程から解体工程に 直接流れるため、フロン類回収工程の移動報告件数は、解体工程の移動報告件 数よりも少ない。

解体工程及び破砕工程では、解体業者から解体業者、破砕業者から破砕業者への同業者間の移動が可能となっている。

### 【シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取等の状況】

		平成 16 年度	1-6 月累計
シュレッダー	自動車メーカー等の引取台数	208,112	832,153
ダスト	認定全部利用者への引渡し台数	18,856	77,067
771	非認定全部利用者への引渡し台数	26,770	99,490
エアバッグ類	自動車メーカー等の引取台数	36,695	136,691
エアハック類	車上作動処理台数	30,796	103,424
フロン類	自動車メーカー等の引取台数	165,984	721,706

引取業者による使用済自動車の引取報告の実施は、使用済自動車が自動車 リサイクル法に基づくリサイクルシステムに乗ったことを意味するが、そ の件数を見ると、平成16年度(平成17年1~3月)には、計471,057 件、施行後1月から6月までの累計では計1,206,242件の移動報告が実施されているところ。

これまでの本合同会議の議論の中では、年間の使用済自動車発生台数を400万台程度と想定していたところ、当初想定を下回る水準にあるが、これは、制度施行前のいわゆる「駆け込み廃車」が相当数に上ったと見込まれること、平成16年の中古車輸出台数も前年比17.5%増になるなど中古車輸出が増加傾向にあり、そもそも国内使用済自動車発生台数が400万台に達しているのか不明であること、などが要因として考えられる。

「駆け込み廃車」が一段落したと思われる4月以降は、平日一日あたり1 万台程度の使用済自動車が安定的にリサイクルシステムに乗っており、上 記の要因を考え合わせると、今のところ特に問題となるよう状況とは言え ないが、今後の動向を注視することとしている。

なお、本年1月から自動車リサイクル法の施行に合わせて施行された改正 道路運送車両法により、自動車所有者は、使用済自動車が適正に解体され た後に、永久抹消登録又は解体届出を運輸支局等に対し行うことが義務づ けられており、本制度により国内使用済自動車の発生台数の把握が進むこ とが期待されている。

### 4.リサイクル料金の預託、払渡し及び運用状況

## (1)リサイクル料金の預託及び払渡し状況

リサイクル料金の預託の時点は、自動車が不法投棄等された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して次のとおりとされている。

自動車リサイクル法施行後販売される自動車については、新車登録・検 香時まで

新車ディーラーを通じて預託を実施

既販車のうち継続検査等を受けるものについては、自動車リサイクル法 施行後最初の車検等の時まで

車検場近傍に設置する端末又は整備事業者を通じて預託を実施 既販車のうち車検等を受けずに使用済となるものや構内車等について は、使用済となって引取業者に引渡す時まで

引取業者を通じて預託を実施

資金管理法人である(財)自動車リサイクル促進センターにおいては、これまでの本合同会議での議論を踏まえ、リサイクル料金の収受、管理、支払に関する資金管理システム及び実務を運営している。

平成16年度(平成17年1~3月)には、資金管理システム等を通じて、合計で1,006万台、960億円のリサイクル料金の預託が実施された。また、施行後1月から6月までの累計でみると、1,987万台、1,870億円のリサイクル料金の預託が実施されている(別紙9参照)。

預託時別	<b>預託台数</b> (台)		<b>預託金額</b> (千円)	
]供配时加	平成 16 年度	1-6 月累計	平成 16 年度	1-6 月累計
新車新規登録時	1,740,638	3,010,234	18,901,659	32,714,642
車検時	7,858,350	15,750,556	73,450,736	145,439,045
引取時	458,056	1,105,753	3,696,531	8,835,911
合計	10,057,044	19,866,543	96,048,927	186,989,598

本年3月下旬には、車検場端末システムに全国的な障害が発生したものの関係団体等の協力により対応を図った。それ以外は、資金管理システムに大きな障害はなく順調に稼働中。

リサイクル料金は、自動車メーカー等がシュレッダーダスト等を引き取った場合に、自動車メーカー等の請求に基づき払い渡されることとなっており、 その実績は以下のとおり。

品目等	件数		<b>払渡金額</b> (千円)	
	平成 16 年度	1-6 月累計	平成 16 年度	1-6 月累計
シュレッタ゛ータ゛スト	66,532	663,209	391,300	3,866,182
エアバッグ類	13,263	100,719	24,780	185,938
フロン類	40,505	532,662	84,627	1,113,278
情報管理料金	131,244	855,579	17,062	111,225
合計	251,544	2,152,169	517,769	5,276,622

### (2) リサイクル料金の管理業務

預託されたリサイクル料金は、当該車両が使用済自動車となり、リサイクル 費用に充当される時まで、資金管理法人において管理することとなっており、 その資金管理業務の透明性・公平性を確保する観点から、資金管理の方針は、 有識者・消費者代表から構成される、資金管理法人に設置された資金管理業 務諮問委員会(委員長:永田勝也早稲田大学教授)の審議を経た上で決定す ることとなっている。

資金管理業務諮問委員会は、これまで計9回開催され、資金管理法人の予算・ 決算や資金運用の基本方針を含めた資金管理業務規程の整備等について審議 を行ってきたところ。また、資金管理業務諮問委員会での審議を踏まえ、資 金管理法人では、内部・外部の監査を受けると共に、四半期毎に運用の状況 を積極的に公開することとしている。

#### 【運用の基本方針の概要】

- ・運用収益の獲得に際しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金 利動向を踏まえたものとする。
- ・運用対象資産は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債、金融債(国債、政府保証債以外については、AAランク以上の格付けの債券のみ)。
- ・リスク管理に重点を置く観点から、ラダー型運用(短期から長期までの債券を 均等に保有する方法)とし、各債券の構成比についても、市場における各債 券種別の構成比率に準じたものとする。

- ・四半期に1回、資産運用の状況・成果を評価し、その結果を公表する。
- ・リスク管理のためにリスク管理責任者の設置等の内部体制を整備。

# 【リサイクル料金の運用状況】

	平成 16 年度(千円)	1~6月累計(千円)
国債	22,289,186	101,489,163
政府保証債	2,084,885	10,082,346
地方債	1,395,838	7,068,482
社債	200,000	7,503,944
財投機関債	399,800	1,802,270
金融債	300,000	701,549
計	26,669,709	128,647,754

# 5.離島対策・不法投棄対策

自動車リサイクル法では、解体自動車が全部利用された場合等にリサイクルが不要となり使用されない再資源化預託金等(特定再資源化預託金等)については、自動車リサイクル全体を円滑化する観点から、離島からの使用済自動車の運搬等を支援する離島対策支援事業や、不法投棄された自動車の処理等を支援する不法投棄等対策支援事業に対し、主務大臣の承認を得て出えんできることになっている。

この離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業については、指定再資源 化機関たる(財)自動車リサイクル促進センターにおいて、関係自治体とも 緊密な相談を行いつつ、実務的な内容を準備してきた。

離島対策支援事業については、特定再資源化預託金等の発生状況及び離島地域からのニーズを踏まえ、本年10月から開始する予定(資料8参照)。

不法投棄等対策支援事業については、現時点では、自治体から具体的な事案は上がってきていないが、事案が上がってきた場合には迅速に対応できるよう、引き続き準備を進めている(使用済自動車の不法投棄・不適正保管等に関する調査の結果については、資料7参照)。

また、路上放棄車両を市町村が処理するに際しては、これまでも、路上放棄車処理協力会から市町村に対して当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額の寄附を行ってきたところ。自動車リサイクル法施行後は、路上放棄車両は大幅に減少すると見込まれるが、このスキームは引き続き存続。

# 6.制度の普及・広報

### (1)関係事業者向け

施行前、これまで計3回にわたり、それぞれ全都道府県(約50カ所)において、全業種の関係事業者向け全国説明会を実施し、また、きめ細かな説明を行うため各業種別の説明会も適宜開催。これらを合わせて、昨年1年間で延べ9万3千人の参加を得た。更に、各事業者団体内部でも、会員向けの説明会を精力的に開催して頂いた。

説明会	時期	開催場所数	対象事業者数 / 参加者 数
シュレッダー事業者及			
びプレス・せん断処理	昨年2~3月	全国8カ所	約1,400社/約1,900名
業者向け			
リサイクル料金徴収事			約 17,000 社 / 約 20,000
業者(整備事業者)向	昨年2~3月	全国 54 カ所	名
け			T
第3回自動車リサイク	昨年 4~6 月	全国 56 か所	約 94,000 社/約 41,000
ル法全国説明会)	中午4~0月		名
並行輸入業者向け	昨年9月	全国3カ所	約 250 社 / 約 300 名
   整備関係指導員向け	昨年 9~11 月	全国 17 カ所	整備振興会・自販連事務
電			局 / 約 1,000 名
車検場団体向け	昨年 10 月	全国 10 カ所	約 450 団体 / 約 500 名
中古車ディーラー等向け 昨年 10 ~ 11 月		全国 50 カ所	案内送付先約 60,000 社
(第一回)		王国 50 万州	/約11,000名
解体業者向け	昨年11~12月	全国 14 カ所	約 5000 社 / 約 7,500 名
中古車輸出業者向け	昨年11~12月	全国 5 カ所	約800社/約1,400名
中古車ディーラー等向け 本年 1~2 月		全国 50 カ所	案内送付先約 60,000 社
(第二回)		포펌 W 거기	/約8,000名

今後も、各事業者が制度・実務を十分理解した上で、法律遵守に取り組んで 頂けるよう、引き続き、必要に応じて各種説明会を開催していく。

また、コールセンターを設置し、関係事業者からの質問等に電話対応できるよう措置(一般ユーザーからの問い合わせにも対応)。

### (2)一般ユーザー向け

自動車リサイクル法の円滑な立ち上げのためには、一般ユーザーの理解度の 向上が極めて重要との認識に基づき、昨年は、以下のとおり実施。

媒体	内容
テレビCM	・昨年11月10日から放映
	・概ね5~10本/1日程度放映
ラジオCM	・昨年11月1日から放送
	・朝・夕の車利用者が多い時間帯を中心に放送
新聞広告	・昨年7月に7段広告を掲載
	・昨年12月20日に15段(全面)広告を掲載
雑誌広告	・幅広いジャンルの雑誌への広告掲載を実施
ビラ	・一昨年2月より1,400万枚配布
	・昨年7月より800万枚配布
リーフレット	・昨年10月より1,000万部配布
ポスター	・昨年10月より15万部配布
その他	・東京モーターショー、各自治体による環境イベント等
	に出展

今年度も引き続き、一般ユーザーの理解促進を図るため、7月から開始した ラジオ放送を始めとして、テレビ・雑誌等の各種媒体を効果的に活用し、理 解普及活動を行っていく予定(資料6参照)。

# <u>7.今後の課題</u>

上述のとおり、自動車メーカー及び輸入事業者、10万を超える関係事業者などが参加し、7千数百万台にものぼる自動車の所有者との関わりを持つ自動車リサイクル法は、制度としては立ち上がりつつあるものと認識。

しかしながら、使用済自動車の引取台数や流通実態等については引き続き注視し、実態把握に努めていく必要がある。また、電子マニフェストなどの実務取り回しの面でも、関連事業者からの要望等を踏まえつつ、引き続き改善に努めていく必要がある。

以上